

<対処状況:記号>

「S」: 対処方針の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの

「A」: 対処方針のとおり検討や論点整理が行われたもの

「B」: 対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの(一部措置済みまたは該当のないものも含む)

「C」: 対処方針では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの

(): フォローアップ期間中に対処方針上のマイルストーンが設定されていないもののため、当室としての進捗の評価を行ったもの

前回のフォローアップで既に措置済みであったもの

【IT総合戦略室のフォローアップ案件】

| 項目番号 | 項目名 | 制度の現状 | 対処方針 | 関係府省名 | 対処状況 | |
|------|-------------------------------|--|---|----------------|------|---|
| | | | | | 記号 | 具体的対処状況 (H26年9月末時点) |
| 1 | 高等学校での遠隔授業の正規授業化 | 高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。 | 文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。 | 文部科学省 | A | ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、対応策等について検討を行うため、本年7月に有識者会議を設け、これまでの間、ヒアリング等を実施。今後、年内を目途に報告を取りまとめる予定であり、その報告を踏まえ、年度内を目途に必要な制度改革を行うとともに、実践事例の普及推進を図るため、来年度予算要求においても、調査研究事業を別途計上している。 |
| 2 | 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し | 不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。 | 国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。 また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成26年中に結論を得る。 | 国土交通省 | A | 平成26年4月より「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を立ち上げ、検討を進めており、6月に第3回を開催し、中間とりまとめを作成し、公表。7月～8月に中間とりまとめに実施したパブリックコメントを踏まえ、10月1日に第4回を開催し、最終取りまとめに向け、検討を進めている。 |
| 3 | 国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用 | 313種類の国家資格(平成22年7月時点、総務省行政評価局調べ)の中には、取得や更新の要件として講義の受講(+その講義を踏まえての試験)が含まれているものがある。こうした制度において、eラーニングのような仕組みで時間や場所にとらわれず受講できる仕組みを導入することにより、受講者の負担軽減と事務の効率化を図れる可能性がある。 | 内閣官房(IT総合戦略室)は、資格の取得や更新の要件として講義の受講を求めている制度の所管省庁に対して、eラーニングの導入による受講生の負担軽減や事務効率化の観点から実態調査を行う。その結果を踏まえて、各所管府省は、eラーニング導入の可能性を検討し、平成26年6月中に実施スケジュールも含め、結果を取りまとめる。 | IT総合戦略室 各府省 | B | 資格の取得や更新の要件として講義の受講を求めている制度の所管省庁に対して、現状の実態調査を実施した結果、導入効果が高いと想定される資格に関して、eラーニング導入に向けての課題や懸念を担当者にヒアリングし、6月末に一旦とりまとめを行った。その後引き続き、導入可能性のある所管省庁に働きかけを行ったが、規制制度の問題のみならず、実施主体の投資対効果等の共通する大きな課題があり、現時点で実施スケジュールの策定に至ることはできなかった。 |
| 4 | 株式会社の事業報告等のウェブ開示 | 株式会社の株主に提供すべき事業報告等をウェブで開示する制度はあるが、対象が限定されている(「事業報告」の記載事項のうち、主要な事業内容、重要な設備投資・資金調達、M&Aの状況等重要部分が対象外。「株主総会参考書類」の記載事項のうち、議案は対象外。「計算書類」のうち、個別注記表のみが対象)。 | 法務省は、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項について拡大する方向で検討し、必要に応じて平成26年度中に予定されている会社法施行規則及び会社計算規則の改正の際に見直しを行う。 | 法務省 | (A) | 会社法施行規則及び会社計算規則中Web開示制度に関する規定を改正し、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項を拡大する方向で検討を進めている。 |
| 5 | 電子的な手法による労働条件の明示 | 使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項のほか厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。 | 厚生労働省は、電子的な手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始、1年を目途に結論)の一環として、労働者の保護・利便性に配慮しつつ検討を行い、結論を得る。 | 厚生労働省 | (B) | 電子的手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始)の一環として、平成25年2月25日より検討を開始。現在、同審議会では、労働時間法制について、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずるよう議論を行っており、本件についても、これと一体として、結論を得る予定。 |
| 9 | e-文書法の再徹底 | 平成17年のe-文書法施行時に、全省庁一斉に電磁的形式での書類の保存を容認するための省令改正等を行ったが、その際には対象外となった事案があるほか、その後制定された法律についてどのように対応されているかは、確認できていない。 | 各府省は、内閣官房(IT総合戦略室)が示す手引き等に基づき、所管する法令で書面の保存等について電磁的記録による方法を認めていない事例を調査した上で、平成26年4月までに対処方針をまとめる。その対処方針に則り、所要のe-文書法に基づく省令改正等を平成26年度中に実施する。 内閣官房(IT総合戦略室)は、上記の調査及び省令改正等の実施状況を確認する。 | 各府省 IT総合戦略室 | A | 各府省に対し、所管する法令で書面の保存等について電磁的記録による方法を認めていない事例の調査を実施した結果、洗い出された事例に対し、電子化の是非について精査し、容認しないものについてはその理由を明確化した。容認する、または検討するものについては、その対処方針に則り、フォローアップを実施した。 |
| 10 | ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し | ハローワークにおいて、働く場所を特定しない募集ができない、また、在宅勤務の募集を検索しにくい。 | 厚生労働省は、ハローワークでの在宅勤務の取扱の見直しに向けて、求人票への表記の全国統一や在宅勤務に関する特定のシステムコードの付与などの措置を平成25年度中に措置し、平成26年度当初から運用を開始する。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、在宅勤務を求人検索する際の案内を追加するなど、検索を容易にするための措置を平成25年度中に講ずる。 | 厚生労働省 | S | 措置済み |
| 11 | 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み | 子育てをサポートしていると認定された事業者に与えられる「くるみん」マークの認定基準に「男性の育児休業取得」等に加えて、「在宅勤務の実施」を設定することで、テレワーク導入への企業のモチベーションを向上させるべき。 | 厚生労働省は、現行の認定制度において在宅勤務やテレワークの措置が認定基準8の③の要素に含まれていることの周知徹底を早急に行う。さらに、次世代育成支援対策推進法の改正に伴う制度見直しに当たって、認定基準における在宅勤務の位置づけの見直しについて検討する。 | 厚生労働省 | (A) | 平成26年4月23日付雇児職発第0423第1号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」による次世代育成支援対策推進法の一部改正の当面の周知について」により、各都道府県労働局に対し、現行の認定制度において在宅勤務やテレワークの措置が認定基準8の③の要素に含まれていることの周知徹底を行った。 平成26年4月16日に成立した改正次世代育成支援対策推進法に関し、平成26年9月24日に労働政策審議会雇用均等分科会において審議が行われ、認定基準のうち働き方の見直しに係る基準において、その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の例示として、在宅勤務及び情報通信技術を活用した勤務(テレワーク)を加えるものとする答申が行われた。 |
| 12 | 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化 | 育児や介護と仕事を両立する在宅勤務においては、「子どもが起きる前/寝た後」に在宅勤務したくても、使用者に深夜割増賃金の支払義務が生じるため、感情的に業務がしにくいとの意見もある。このため、「本人希望」「所定労働時間内」「上限の設定」等の条件下での「深夜割増賃金支払義務」の柔軟化を行うべき。 | 厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業において、深夜割増を含むテレワークという働き方の課題を抽出し、必要に応じて、対応策を検討する。また、育児等との両立を可能とするテレワーク(終日在宅型テレワーク等)を普及するため、労務管理やICT技術の専門家によるコンサルティングの実施、導入経費の助成等の中小企業に対するきめ細やかな支援等の施策を積極的に実施する。 | 厚生労働省 | (B) | 総務省と連携し、平成26年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。現在実証実施企業の公募に向けた準備を行っており、平成26年10月以降、実証予定。 |
| 13 | 在宅勤務と育児休業を両立させるための給付金支給規定の改定 | 育児休業基本給付金の給付要件は、就業していると認める日数が月十日以下とされているが、給付金を受けながら短時間の業務を継続し、収入を確保する選択肢を増やすといった雇用形態の多様化の観点から、現在の要件「十日以下」を「十日以下又は80時間以下」と改訂すべき。 | 厚生労働省は、男性のワーク・ライフ・バランスの実現や女性の就業率向上の観点から、フルタイムで働く労働者が子育て期においても働き続けることができるようにするとともに、育児休業を取得する場合において収入増加に資するよう取り組む。 具体的には、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度や両立支援助成金の一層の周知に取組むとともに、別途育児休業期間中の所得保障を充実させる観点から、育児休業給付の給付率の引上げについて、労働政策審議会にて検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案の提出を目指す。 | 厚生労働省 | S | 措置済み |

| 項目番号 | 項目名 | 制度の現状 | 対処方針 | 関係府省名 | 対処状況 | |
|------|-------------------------------|--|--|----------------------------|------|--|
| | | | | | 記号 | 具体的対処状況 (H26年9月末時点) |
| 14 | 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し | 使用者と勤務地が異なる在宅勤務者の場合においても、最低賃金は使用者の所在地で設定されている。大都市の企業が、地方在住の在宅ワーカーを雇用するインセンティブとなるよう、遠隔雇用をする場合の最低賃金の基準を見直すべき。 | 厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業等において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題を抽出する。 | 厚生労働省 | (B) | 総務省と連携し、平成26年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。現在実証実施企業の公募に向けた準備を行っており、平成26年10月以降、実証予定。 |
| 15 | 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し | 政府におけるオンライン手続きにおいて、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続きと比較して過度に厳密な安全性を要求している可能性がある。 | 重点手続き(「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT総合戦略本部決定)で「重点手続」と位置づけられた手続)所管府省は、本人確認方法を含めた認証方式が、リスクの影響度を踏まえ合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までに再点検を行い、内閣官房(IT総合戦略室)及び総務省はフォローアップを行う。 | 総務省 | (B) | 重点手続は平成25年度末で終了し、現在は改善促進手続(「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省CIO連絡会議決定)において「改善促進手続」と位置づけられた手続)が対象となっているが、平成26年9月末までに、認証方式の再点検を行うべきシステムの開発・更改・改修がなかったため、該当なし。 |
| 16 | ID連携による制度間の本人確認の合理化 | 異なる組織間でのID連携やデータ連携のための信頼関係を構築するためのID連携プラットフォームワークの構築が求められている。 | 経済産業省は、総務省が行うID連携の事業(実証、標準化等)と連携し、実証やその結果を踏まえた基準の規格化等を平成27年度末を目途に行う。 | 経済産業省 総務省 | A | 経済産業省は、ID連携プラットフォームワークの整備及びビジネスモデル創出に関する実証事業を実施するとともに、関係事業者の組織化に向けた検討を行っている。 |
| 17 | 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大 | 公的個人認証サービスを活用して本人確認を行うことができる者(署名検証者)については、これまで行政機関等に限定されていたが、社会保障・税番号制度の施行(平成28年1月を予定)に伴い、署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加することとされた。 | 総務省は、個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの署名検証者の範囲の拡大に対応し、当該サービス利用について民間事業者へ積極的な働きかけを継続的に行っていく。また、スマートフォンなどでの公的個人認証サービスの利用に関し、引き続き検証作業を実施し、平成26年度末を目途に検討結果をまとめる。 | 総務省 | (A) | 公的個人認証サービスの署名検証者の範囲拡大については、平成28年1月からの運用開始に向け、民間署名検証者用のガイドラインの整備等を進めているところ。また、スマートフォン等を用いた公的個人認証サービスの利用に関しても、26年度末の検討結果とりまとめに向けて検証作業を実施しているところ。 |
| 18 | 登記情報の共有化、添付書類省略 | 登記所が他の登記所の管轄に属する登記情報についても調査を行うこととなる場合には、申請人は当該登記記録に係る登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされているが、登記所間での情報共有により添付書類を不要とすべき。 | 法務省は、登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略に向けて、法令改正を含めたその具体的な方法について検討を実施するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発を行い、平成26年度中に運用を開始する。 | 法務省 | A | 登記所間の登記情報の共有については、他の登記所管轄分の登記情報を参照するためのシステム上の環境は既に整備されているものの、現システムは当該情報が業務上必要となるタイミングにおいて電子参照できる仕組みになっていない状況である。この状況を踏まえ、登記申請の際に申請人に会社法人等番号の提供を求め、登記所において当該会社・法人の登記情報の確認を行うことを可能とすることで、不動産登記の申請に必要な添付情報(会社・法人の代表者の資格証明情報)を省略する運用を実施できるよう、必要なシステム開発及び法令改正の検討を行っている。 |
| 19 | 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充 | 現在ワンストップ化されている手続は新車の新規登録のみであるが、手続には代理が活用され、ワンストップサービスが広く利用されるようになってきている。自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録・移転登録等、他の手続についてもワンストップ化を進めるべき。 | 国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成29年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる。 | 国土交通省 総務省 財務省 警察庁 | (A) | 国土交通省等ではこれまで全国の都道府県に対して、27年度の予算措置に向けた働きかけを継続的に実施し、その結果、全国的に27年度からOSSシステムを構築するための予算要求が行われる方向となっている。あわせて、総務省と国土交通省とで行政書士法施行規則第20条の改正の必要性についての検討に着手し、課題等の整理を実施している。 |
| 20 | 道路占用手続きの簡素化・統一化 | 国、県、市町村など道路管理者ごとに道路の占用手続きに関する様式や添付書類等がそれぞれ異なり、申請者に過度な業務負担を強いている。 | 国土交通省は、平成25年度中に、道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を同省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知徹底する。 | 国土交通省 | S | 措置済み |
| 21 | 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化 | 航空機の登録申請においては、申請内容の証明となる添付書類が多様であることから、国土交通省の電子申請システムの対象手続きになっていない。 | 国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る課題の整理・検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を引き続き検討するとともに、平成26年度中に簡素化の内容を明確にするとともにスケジュールを明示する。 | 国土交通省 | (A) | 航空機登録申請手続きの簡素化に向け、各添付書類に係る削減の是非及び電子化の可能性などについて検討を継続。 |
| 22 | 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進 | 旅館で作成する必要がある宿泊者名簿について、名簿の電子的作成・保存が認められているにもかかわらず、一部の地方自治体では対応が徹底されておらず、施設の情報化をすすめる際の阻害要因になっている。 | 厚生労働省は、宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページ等を利用した分かりやすい形での周知を早急に行う。 | 厚生労働省 | S | 措置済み |

【規制改革推進室のフォローアップ案件】

| 項目番号 | 項目名 | 制度の現状 | 対処方針 | 関係府省名 |
|------|-----------------------------------|---|--|------------|
| 6 | 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し(☆) | 電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべき。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべき。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存(スキャナ保存)に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべき。 | 財務省と国税庁は、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、平成27年度以降でできる限り早期の税制改正プロセスで結論を得る。 | 財務省 国税庁 |
| 7 | 教科書の電子化(☆) | 教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべき | 文部科学省は、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。 | 文部科学省 |
| 8 | 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和(☆) | 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。 | 金融庁は、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。 | 金融庁 |
| 23 | クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し(☆) | クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき | 文化庁は、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に平成26年度のなるべく早い時期に結論を得る。 | 文化庁 |
| 24 | 金融機関による外部委託先の監督についての明確化(☆) | 金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。 | 金融庁は、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。 | 金融庁 |
| 25 | 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進(☆) | 公共工事の設計、積算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから3次元化を推進すべきである。 | 国土交通省は、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。 | 国土交通省 |
| 26 | 建築確認申請の電子化(☆) | BIMの普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。 | 国土交通省は、BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成25年度中に通知する。 | 国土交通省 |
| 27 | 公的機関からの電子的手段による通知の促進(☆) | 住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべき。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、②個人への税額通知方法の統一(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。 | 総務省は、①eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。 ②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。 ③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。 | 総務省 |
| 28 | 地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化(☆) | 電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(excel.csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。 | 総務省は、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修までに検討をおこない、結論を得る。 | 総務省 |